

令和 7 年度岩手丸上架修繕工事

入 札 説 明 書

岩手県水産技術センター

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）業務件名及び数量

令和 7 年度岩手丸上架修繕工事 一式

（２）業務案件の仕様その他明細

別添仕様書及び設計書による

（３）契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（４）履行場所

受注者が所有または契約する造船所及び岩手丸係留地

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。なお、（７）に示す入札参加者資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）造船法（昭和 25 年法律第 129 号）第 2 条第 1 項の規定による国土交通大臣の許可又は小型船造船業法（昭和 41 年法律第 119 号）第 4 条の規定による国土交通大臣の登録を受けている者であること。
- （３）船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 5 条第 1 項第 1 号に基づく定期検査の確実な受検体制が整備されている者であること。
- （４）入札の日において、岩手県から、船舶安全法第 2 条第 1 項に規定する船舶の修理に関する契約における指名停止の措置を受けていない者であること。
- （５）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （６）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （７）事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法

律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、本件調達に係る入札公告に示した入札参加資格を証明する書類として、次の書類を令和 7 年 5 月 23 日 (金) 午後 5 時までに提出しなければならない。
- ① 入札参加資格申告書 (様式 1)
 - ② 造船法の規定に基づく許可、又は小型船造船業法の規定に基づく登録を受けていることを証明する書面。
 - ③ 造船所整備体制等調書 (様式 2)
- (2) 本件業務を、自己の造船所以外の造船所で実施しようとする入札参加者は、上記の書類に加えて、実際に業務を行なう造船所に係る上記①の書類と、その造船所を使用する契約を証明する書面も併せて提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から 3 の (1) 及び (2) の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 3 (1) 及び (2) により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。審査結果は、令和 7 年 5 月 30 日 (金) 午後 5 時を目途にファックスまたは電子メールにより通知する。
- (5) 入札参加者は、本説明書を熟読の上、入札しなければならない。入札後、本説明書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

4 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、直接提出する場合は封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。
- ア 氏名 (法人にあつては商号又は名称)
 - イ 「6 月 6 日開札、令和 7 年度岩手丸上架修繕工事の入札書在中」
- (3) 入札書を郵便 (書留郵便に限る。) により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒の封皮に (2) に掲げた事項を記載すること。
- なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。
- また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は取消しすることができない。
- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出し

なければならない。

5 入札の日時及び場所

令和7年6月6日（金）午後1時30分 岩手県水産技術センター1階 小会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を、岩手県水産技術センター出納員に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 郵便（書留郵便に限る。）による入札をする場合は、金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手により納付すること。なお、入札書と併せて納付する場合は、入札書とは別の封書に入れて密封し、かつ、封皮に
「6月6日開札、令和7年度岩手丸上架修繕工事の入札保証金在中」と朱書しなければならない。
- (3) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については契約締結後において還付する。
- (4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付しない場合（納付を免除された者を除く。）、又は金額が不足した場合
- (3) 入札書に記名押印のない場合
- (4) 入札金額を訂正したときの訂正印のない場合
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (8) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合
- (9) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 入札価格
- (4) 件 名

9 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問等がある場合は、書面（様式任意。ファックスまたは電子メールによる提出可）により令和7年5月14日（水）正午までに15に示す照会先に提出すること。

回答は質問者及び入札参加希望者に対し令和7年5月16日（金）午後3時までにファックスまたは電子メールにより送信する。

10 開札に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行なうものとする。

11 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (1)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

12 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。入札執行回数は3回とし、この限度額内において落札者が無いときは入札を打切る。

なお、再度入札における入札者は辞退者を除き、入札会場にて入札書を提出した入札者のみとする。郵送による入札を行った者は「辞退扱い」とし、再度入札に参加することができないものとする。

13 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

(4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

14 その他

入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

15 照会先

〒 026-0001 岩手県釜石市大字平田第3地割75番地3

岩手県水産技術センター総務部

電話番号 0193-26-7911 (直通)

ファックス 0193-26-7910

電子メール CE0012@pref.iwate.jp